

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 3 日

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会
スクールソーシャルワーカー活用事業担当課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

スクールソーシャルワーカーの効果的・効率的な活用促進について

平素より教育相談に係る対応に御尽力いただき、ありがとうございます。

このたび、文部科学省では、公益社団法人日本社会福祉士会及び公益社団法人日本精神保健福祉士協会に対して、各都道府県教育委員会等からスクールソーシャルワーカーの確保や研修などに関する相談があった際は、その趣旨をご理解の上、協力にに応じてくださるよう、全国の社会福祉士会や日本精神保健福祉士協会の都道府県支部・都道府県協会に対する周知をお願いしたところです。

各都道府県教育委員会等におかれては、平素からこれらの職能団体と連携を図るとともに、引き続き、スクールソーシャルワーカーの効果的・効率的な配置に努めてくださるようお願いいたします。

参考資料 日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会への協力依頼

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導第二係

電話 03-5253-4111 (内線 3289)

FAX 03-6734-3735

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 3 日

公益社団法人日本社会福祉士会
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

スクールソーシャルワーカーの確保と研修について（お願い）

文部科学省では、学校が不登校、いじめや子供の貧困、ヤングケアラー、虐待など児童生徒を取り巻く課題に組織的に対応できるようにするため、学校において児童生徒の福祉に関する支援に従事する者として「スクールソーシャルワーカー」を学校教育法施行規則に位置づけ、学校の設置者にその配置を促すとともに、各都道府県教育委員会等における配置に係る経費を支援しているところです。

具体的には、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する者が、学校や教育委員会等において、その専門性を活かし、様々な課題を抱える児童生徒の状況やニーズなどを把握し、①児童生徒が置かれている環境への働き掛け、②課題解決に向けたプランニングの支援、③関係機関とのネットワーク構築、連絡・調整などを行うことを想定しているところです。

自治体ごとに、ハローワークに求人申込みを行う等人材の確保に努めているところですが、人材の確保について課題を抱えている自治体もあるところです。また、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する者を確保できない地域においては、教員経験者などをスクールソーシャルワーカーとして雇用し、学校等に配置している状況です。

貴会におかれては、児童生徒の教育環境の整備の観点から、各都道府県教育委員会等からスクールソーシャルワーカーの確保や研修などに関する相談があった際は、その趣旨をご理解の上、協力に応じてくださるよう、全国の都道府県社会福祉士会や日本精神保健福祉士協会の都道府県支部・都道府県協会に対する周知をお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導第二係

電話 03-5253-4111（内線 3289）

FAX 03-6734-3735